

広島中央環境衛生組合監査公表第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和3年度定例監査を実施し、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、次のとおり公表する。

令和3年10月8日

広島中央環境衛生組合監査委員	水	戸	晃
同	玉	川	雅彦
同	水	橋	直行

定例監査結果報告書

第1 監査の基準

この定例監査は広島中央環境衛生組合監査委員監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定例監査

第3 監査の対象

課名	主要科目	対象期間
総務課	一般管理費	令和2年度（令和3年5月末現在）
施設1課	業務1課の需用費（光熱水費、燃料費、修繕料）、委託料	令和2年度（令和3年5月末現在）

第4 監査の実施期間

令和3年6月10日から令和3年8月31日まで

第5 監査の着眼点、評価項目及び実施内容

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、財務事務が適正に執行されているか及び条例、規則等に則り効率的、有効的に執行されているかを主眼として、関係資料の検査・照合により審査するとともに、関係職員からの説明聴取により実施した。

第6 監査の結果

監査の結果、次のとおり改善・検討を要する事項が認められたので、それぞれ必要な措置を講じ、適正な事務処理に努められたい。

なお、その他の事務については関係法令等に従いおおむね適正に執行されており、軽易な事務処理誤り等の指摘事項は、その都度、監査時に口頭で指摘した。

【総務課】

1 契約事務

(1) 仕様書の内容と業務実態が異なるものがあった。このことは委託金額の妥当性に疑義が生じかねない。仕様書の作成に当たっては、業務の適切な遂行が確保される内容となるよう万全を期されたい。

2 予算の執行状況

(1) 財務伝票において、検査調書が必要な金額であったが、添付されていないものがあつた。会計規則等に基づき、適正な事務処理に努められたい。

【施設 1 課】

1 契約事務

- (1) 提出された書類について、記載に誤りがあったもの、日付がないものや写真が不足しているものがあった。また、仕様書に定めた書類の提出が漏れていたものがあった。提出を受けるものに不備等が無いかを確認し、適正な事務処理に努められたい。
- (2) 立会書及び材料確認書について、調査員が立ち会わずに作成されているもの、書類の日付や写真に不備があるものがあった。事業の履行を確認されたうえで、注意して書類を作成されたい。
- (3) 契約において、業者が再委託する際に、組合の承諾を得ていないものがあった。業者に対して適切な指導をされたい。
- (4) 指名競争入札において、指名業者数が不足しているもの、入札書に不備があり無効とすべきものがあった。契約規則等に基づき、適正な事務処理に努められたい。
- (5) 作成された契約書について、約款が添付されていないものがあった。契約規則等に基づき、適正な事務処理に努められたい。
- (6) 仕様書の内容と業務実態が異なるものがあった。このことは委託金額の妥当性に疑義が生じかねない。仕様書の作成に当たっては、業務の適切な遂行が確保される内容となるよう万全を期されたい。

第7 監査意見

契約事務において、手続き、書類の不備及び履行の確認不足など、不適切な事務処理が見受けられた。これは業務遂行上のチェック体制が十分でないことによるものと思われる。

地方自治法においては、地方公共団体の契約は一般競争入札が原則とされる中で、指名競争入札及び随意契約においては、より一層、競争性・透明性を高め、適正に事務を執行することが求められている。関係法令及び例規等を遵守し、適正な事務処理に努められたい。